

別表1-2 (令和5年5月8日以降)

1 事業区分	2 実施者
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	1 政令市 (地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<高齢者や妊婦の宿泊療養に係る経費> 1 政令市 <消毒経費> 2 神奈川県知事との新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床等に関する協定による確保病床又は協力病床を有し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う者 3 その他知事が認める者(注1)(注2)
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	1 神奈川県知事との新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床等に関する協定による確保病床又は協力病床を有し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う者 2 その他知事が認める者(注2)
(4) 外来対応医療機関設備整備事業	1 新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関(注3)
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	1 市町村 2 その他知事が認める者
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注4)
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	1 市町村 2 疑い患者を診療する医療機関として県に登録され、診察した実績のある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保事業	1 政令市 2 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(選出予定を含む。)」である医療機関
(15) 外来対応医療機関確保事業	1 市町村 2 令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(注3)(令和5年5月7日以前は発熱診療等医療機関(注5))の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関

(注1) 院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関

(注2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関について、使用する个人防护具及び使用後の廃棄に係る経費を対象とする。

(注3) 「外来対応医療機関の指定に関する要綱」に基づき県が指定した外来対応医療機関

(注4) 新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局。ただし、支援対象となる薬局については、日常生活圏域(具体的には中学校区)に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(注5) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき県が指定した発熱診療等医療機関